

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月1日

【会社名】 株式会社サンリオ

【英訳名】 Sanrio Company, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 辻 信太郎

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎1丁目6番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行って
おります。)

【電話番号】 03-3779-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 江森 進

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎1丁目11番1号

【電話番号】 03-3779-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 江森 進

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第55回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役15名選任の件

取締役として、辻信太郎、江森進、福嶋一芳、鳩山玲人、中谷隆英、宮内三郎、崎山裕子、野村高章、下村陽一郎、岸村治良、辻友子、北村憲雄、嶋口充輝、早川吉春及び里見治紀を選任する。

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役として、古橋良雄、大森昭次、石川道夫及び竹内康雄を選任する。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給ならびに退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件
本定時株主総会終結の時をもって退任する取締役古橋良雄に対し、当社所定の役員退職慰労金支給規則に従い、退職慰労金を支給する。また、退職慰労金制度廃止に伴い、重任する取締役10名に退職慰労金を打切り支給する。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金支給ならびに退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件
本定時株主総会終結の時をもって退任する監査役千葉祝男に対し、当社所定の役員退職慰労金支給規則に従い、退職慰労金を支給する。また、退職慰労金制度廃止に伴い、重任する監査役3名に退職慰労金を打切り支給する。

第5号議案 監査役報酬枠改定の件

監査役報酬枠を「年額3,000万円以内」から「年額3,500万円以内」に変更する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 取締役15名選任の件				(注) 1	
辻 信太郎	637,559	2,948	2,828		可決 (91.74%)
江森 進	639,243	1,265	2,828		可決 (91.98%)
福嶋 一芳	641,299	1,209	2,828		可決 (92.28%)
鳩山 玲人	639,321	1,187	2,828		可決 (91.99%)
中谷 隆英	639,310	1,198	2,828		可決 (91.99%)
宮内 三郎	639,299	1,209	2,828		可決 (91.99%)
崎山 裕子	639,289	1,219	2,828		可決 (91.99%)
野村 高章	639,302	1,206	2,828		可決 (91.99%)
下村 陽一郎	639,315	1,193	2,828		可決 (91.99%)
岸村 治良	639,273	1,235	2,828		可決 (91.99%)
辻 友子	638,728	1,925	2,683		可決 (91.91%)
北村 憲雄	619,332	21,177	2,828		可決 (89.12%)
嶋口 充輝	608,959	31,550	2,828		可決 (87.62%)
早川 吉春	619,328	21,181	2,828		可決 (89.12%)
里見 治紀	573,375	67,276	2,683		可決 (82.50%)
第2号議案 監査役4名選任の件				(注) 1	
古橋 良雄	637,448	3,217	2,683		可決 (91.72%)
大森 昭次	604,476	36,189	2,683		可決 (86.99%)
石川 道夫	495,712	144,954	2,683		可決 (71.33%)
竹内 康雄	494,998	145,668	2,683		可決 (71.23%)
第3号議案 退任取締役に対する 退職慰労金支給なら びに退職慰労金制度 廃止に伴う打切り支 給の件	556,082	84,582	2,683	(注) 2	可決 (80.02%)
第4号議案 退任監査役に対する 退職慰労金支給なら びに退職慰労金制度 廃止に伴う打切り支 給の件	541,559	99,109	2,683	(注) 2	可決 (77.93%)
第5号議案 監査役報酬枠改定の 件	638,837	1,832	2,683	(注) 2	可決 (91.92%)

(注) 1 . 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 . 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。